

『こどもの人権相談』強化週間のお知らせ ～聞かせてほしい君の声～

8月23日(水)から8月29日(火)までは「全国一斉『こどもの人権相談』強化週間」です。法務局では、こどもの人権についての専用相談電話「こどもの人権110番」を設置しているほか、SNS(LINE)による人権相談も受け付けています。いじめや虐待など、こどもの人権に関する悩みをご相談ください。

相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

専用相談電話	0120-007-110 (フリーダイヤル)	
相談受付日時	日程	受付時間
	8月23日(水)、24日(木)、25日(金)、28日(月)、29日(火)	午前8時30分から午後7時
	8月26日(土)、27日(日)	午前10時から午後5時



人権イメージキャラクター
人KENまもる君



友だち追加は
こちらから！



人KENあゆみちゃん

アカウント名:「SNS人権相談」
検索ID:@snsjinkensoudan

☎ 役場住民生活課 住民・年金グループ ☎ 01456-2-6182

内閣府による「地震防災対策の現状調査に係る住民アンケート」について

地震防災対策では、減災目標の達成を目指し、地域の特性に応じて対策が進められています。

内閣府では、今後の防災対策に向けて、皆さまの声を反映させるため避難意識等に関する調査を実施します。一人でも多くの方にご回答いただきたく、ぜひご意見をお聞かせください。お忙しい中、大変恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

実施期間	7月～8月ごろを予定
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・回答は1人1回限りとなります。 ・回答の途中で、回答状況を一時保存することはできません。 ・選択式の設問は該当する選択肢をチェックしてください。また、記述式の設問は可能な限り具体的にご回答ください。 ・お答えいただいた内容は、個人が特定できないようとりまとめた後、今後の防災対策の検討に活用させていただきます。

回答フォームURL
<https://en.surece.co.jp/kaiko2023/>



防災行政無線などを用いた情報伝達訓練の実施について



全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた防災行政無線による情報伝達訓練が行われます。

Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

訓練実施日時	8月23日(水) 午前11時00分頃
--------	--------------------

防災行政無線放送内容	<p>町内に設置してある防災行政無線から一斉に、次のように放送されます。</p> <p>【放送内容】</p> <p>上りチャイム音 + 「これは、Jアラートのテストです。」×3 + 「こちらは、ぼうさい日高です。」 + 下りチャイム音</p>
------------	---

☎ 役場総務課 情報防災グループ ☎ 01456-2-5131

完全予約制 マイナンバーカード専用 夜間・休日窓口を開設します

仕事や通学などで開庁時間内に来庁できない方のために、マイナンバーカード専用の夜間・休日窓口を開設します。

マイナンバーカードの交付、健康保険証利用申込、公金口座登録サポート、電子証明書の更新、暗証番号再設定、マイナンバーカードに係る手続きであれば行うことができます。

また、申請に必要な写真を無料で撮影するなどの「申請書作成サポート」を各窓口で実施します。

開設場所	予約先
日高総合支所 地域住民課	日高総合支所地域住民課 ☎ 01457-6-2001
日高町役場 住民生活課	役場住民生活課 ☎ 01456-2-6182
水・くらしサービスセンター	
厚賀出張所	

夜間開設日	予約期限
8月14日(月)	8月9日(水)
9月25日(月)	9月21日(木)
10月30日(月)	10月26日(木)
11月27日(月)	11月22日(水)
12月25日(月)	12月21日(木)
休日開設日	予約期限
8月27日(日)	8月24日(木)
9月10日(日)	9月7日(木)
10月15日(日)	10月12日(木)
11月12日(日)	11月9日(木)
12月10日(日)	12月7日(木)

開設時間	夜間窓口	午後5時15分～午後7時30分
	休日窓口	午前9時00分～午後1時00分

- ・夜間・休日窓口の受付はすべて完全予約制です
- ・予約がない方の手続きはお受けできませんので必ず事前にご予約ください
- ・予約の申込がない日は夜間・休日窓口の開設を行いません
- ・余裕をもって早めにお申し込みください
- ・事前連絡の無いキャンセルは、翌日以降の対応となる場合があります
- ・有料を伴う再交付（紛失等）の受け取りはできません
- ・マイナンバーカードに係る手続き以外の業務は行いません



マイナンバーカードの受け取りを忘れていませんか

「マイナンバーカードの申請はしたのに、まだ受け取っていない」という方はいませんか？

あなたのマイナンバーカードを町でお預かりしたままかもしれません。交付通知書（はがき）を紛失した場合や、はがきに記載してある受取期限を過ぎている場合も、マイナンバーカードは保管していますので受け取ることができます。

令和5年2月までにマイナンバーカードの申請をした方のマイナポイント申込期限は令和5年9月末日です。窓口混雑緩和のためお早めにお受け取りください。

※マイナンバーカードの受け取りに来庁される前に役場住民生活課までお問い合わせください

問 役場住民生活課 住民・年金グループ ☎ 01456-2-6182



特別児童扶養手当の現況届の提出を忘れずに

特別児童扶養手当を受給されている方は、前年の所得状況や支給対象児童の監護状況等確認のため、毎年、現況届を提出する必要があります。

提出が必要な方には、8月上旬に必要な書類を郵送いたしますので、忘れずに提出してください。

なお、下記の提出期限までに提出がなければ、令和5年8月分以降の手当が支給停止となる場合がありますので、ご注意ください。

提出期限	9月11日(月)	問 役場子育て健康課 子育て支援グループ ☎ 01456-2-6183
		総合支所地域住民課 福祉・保険グループ ☎ 01457-6-3173